

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
1	2	第1	5			事業期間	設計・建設期間として、平成26年6月～平成28年9月30日とありますが、基本設計・実施設計・申請期間・建設工事の期間の内訳など開示いただけますでしょうか？	開示いたしませんので、事業者にて適切な期間を設定の上、ご提案ください。
2	6	第2	1	(1)			T.P +3.1mとありますが、前面道路や隣地とのレベル差をお示しください。	測量図にエリアの地盤レベルを記載してありますので、それを参考にしてください。
3	7	第2	1	(3)		現況地盤の状況	追加的な地盤調査の結果、別紙4と異なる結果を示し、工期・工費が増加する見込みとなった場合、リスクの負担は市が負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、その結果が予期されないものである場合とします。
4	7	第2	1	(3)		現況地盤状況	「液状化対策の検討、必要な対策を講じる」とありますが、応札者ごとにその実施範囲、施工品質に差が生じると今後予想される大規模な地震への備えとして、庁舎機能の一つである防災拠点としての重要な役割に支障があってはならないと考えますので、別途予算にて実施していただけないでしょうか。	本事業に含まれます。
5	7	第2	1	(3)		現況地盤の状況	液状化対策の検討・工事は必ず実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	7	第2	1	(4)		基準地盤面の嵩上げ	1mの嵩上げは開発行為には該当しないという認識でよろしいでしょうか。該当する場合は市側で申請等対応して頂けるでしょうか。	開発行為には該当しません。
7	7	第2	1	(4)		基準地盤面の嵩上げ	「別紙5基準地盤面の嵩上げに関する考え方」によると敷地全面を嵩上げとありますが、これはあくまでも案で詳細は事業者判断によると考えてよろしいでしょうか	敷地全体をT.P4.1mまで嵩上げすることが要求水準となります。詳細については、事業者の提案によります。
8	7	第2	1	(4)		基準地盤面の嵩上げ	基準地盤をT.P4.1mまで嵩上げとありますが、全体を嵩上げするのではなく市庁舎へのアクセスができるように計画する部分的な嵩上げと考えてよろしいでしょうか。	質問No.7をご参照ください。
9	7	第2	1	(5)		土壌汚染状況	土壌汚染が確認された場合の、工事のスケジュールは別途協議とさせていただき認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	7	第2	1	(7)		既存の建物・構造物及び地下埋設物の状況	別紙6と実情が異なった場合の、工期・工費等のリスクの負担は、市が負うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責任にて、現況の確認を行ったうえで、想定外の事項については市のリスクとします。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
11	7	第2	第5	(2)	エ	電話・電気・ガス	電力引込負担金は市の負担という理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担としてください。
12	8	第2	2	(1)	③	災害対策ゾーン	「周囲を見渡せる」と記載されていますが、建物内の周囲を見渡せるのか、建物外の周囲を見渡せるのか、どちらでしょうか。	建物外を指します。可能な限り視認性を確保するようにしてください。
13	9	第2	2	(2)		表 各階層のゾーニング計画と「配置部局	各階層のゾーニング計画と配置部局の記載がありますが事業者提案により変更は可能でしょうか。たとえば3階に記載のある市議会ゾーンを事業者提案により、ほかの階に変更する等は可能でしょうか。また変更した場合要求水準違反として失格になりうるのでしょうか。	要求水準書において認められている諸室以外については、原則として認めません。
14	9	第2	2	(2)		各階層のゾーニング計画と配置部局	表では8階に部局が割り当てられていますが、ゾーンごとにより再構成して、階の増減等を行ってもよろしいでしょうか。	質問No.13をご参照ください。
15	10	第2	2	(2)		必要とする駐車場	基準地盤をT P4.1mまで嵩上げとありますが、全体を嵩上げするのではなく市庁舎へのアクセスができるように計画する部分的な嵩上げと考えてよろしいでしょうか。	質問No.7をご参照ください。
16	10	第2	2	(3)		表 必要とする駐車場	「利用者が雨に濡れることなく市庁舎にアクセスできるよう、歩行者動線を工夫・・・」とありますが具体的内容は事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	10	第2	2	(3)	ア	庁舎前広場	外部の広場で開催されるイベントを具体的にご教示ください。	事業者において利用方法も想定の上、これを踏まえた計画を行ってください。
18	10	第2	2	(3)	ア	付帯施設	庁舎前広場にはパーゴラやベンチ、遊具等の設置は可能でしょうか。	事業者の提案事項とします。
19	10	第2	2	(3)	ア	付帯施設	庁舎前広場の舗装に指定はありますか。	要求水準書第3 1(11)のとおりとしてください。
20	10	第2	2	(3)	イ	駐車場	来庁者用電気自動車用の充電スポットの集金等管理は、誰がどのように行うのでしょうか。収入の取り扱いは、市への戻入という理解でよろしいでしょうか。	集金は市で行います。充電スポットの機能管理は事業者にて行ってください。
21	10	第2	2	(3)	イ	駐車場	公用車用電気自動車用の充電スポットの管理は、誰がどのように行うのでしょうか。	質問No.20をご参照ください。
22	10	第2	2	(3)	イ	必要とする駐車場	500㎡の備蓄倉庫に貯蔵する物資の品目、量、仕様等をご教示ください。またラックや天井高さについてもご支持ください。	500㎡の災害物資を備蓄できる倉庫を計画してください。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
23	10	第2	2	(3)	イ	必要とする 駐車場	駐車場2階に設置する書庫の荷重条件と書類の搬出入方法について（階段による等）ご教示ください。	荷重条件は11,800N/m <sup>2</sup> とします。搬出入については階段によることを想定しています。
24	12	第3				巻頭 設計業務期間中	「・本施設の設計の仕様は、・・・設計業務期間中にこれらの設計基準及び仕様書等が改定された場合は、これに従う・・・」とありますが、この項目の設計業務期間とは確認申請提出までの設計業務期間と考えてよろしいでしょうか。なぜならば確認申請提出以降の仕様の変更はプロジェクトのスケジュール遅延につながる恐れが大きいと思われます。	ご理解の通りです。
25	12	第3					新工法やトップランナー機器の性能、機能等の証明方法は、選定事業者が設定するという事でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	12	第3	1	(1)		外観計画	「庁舎正面」とは、どの方向から見た面との認識でしょうか。ご教授ください。	主要道路に面した南面及びエントランスが設置される面をご認識ください。
27	12	第3	1	(1)		外観計画	「・外装等の仕上は、構造躯体の保護を考慮すること。」とありますが具体的には事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	12	第3	1	(2)		ボリューム計画	8階建てとありますが、全体構成を検討して階数を増減してもよろしいでしょうか。	8階建ての要求水準は変更できません。
29	13	第3	1	(4)		平面計画	「...8階建てとすること」とありますが、事業者提案により、階数を変更することは可能でしょうか。	質問No.28をご参照ください。
30	12	第3	1	(2)		配置・小 リウム計 画	庁舎は地上8階建てとすることとありますが、8階建てと指定した根拠をお示し下さい。	庁舎整備基本計画において策定した事項となります。
31	12	第3	1	(2)		配置・小 リウム計 画	平常時の各種イベントについて、具体的なものがあればご教示願います。	事業者において利用方法も想定の上、これを踏まえた計画を行ってください。
32	12	第3	1	(3)		敷地内動線 区分	敷地内の市庁舎利用者動線と管理者動線を明確に区分するとされています。議員や職員は管理者側に含まれますか。また、敷地内の車路を部分的に共用とすることは可能でしょうか。	来庁者以外は管理者に含まれます。車路を部分的に共用とすることは問題ありませんが、動線が錯綜することのない提案としてください。
33	13	第3	1	(3)		建物へのア クセス	職員の朝の通勤時はメインエントランスではなく、サブエントランスからの入庁となるのでしょうか。	サブエントランスからの入庁とします。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
34	13	第3	1	(3)		建物へのアクセス	バスの停留所を敷地内に計画するのでしょうか。その場合、バス停は1つで宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
35	13	第3	1	(3)	イ	建物内動線	「窓口ゾーンと議会ゾーンの利用を想定したエレベーター」とは、「各階を連絡するエレベーター」とは別に、計画するというのでしょうか。	ご理解の通りです。
36	13	第3	1	(4)		平面計画	イベント、各種展示、発表会について現在市で想定しているものがあれば内容、頻度等ご教示下さい。	市民団体等の作品展示、物販を想定しています。参考までに、現在の市庁舎では作品展示月1回（1回につき2週間程度）、週2回程度の物販が実施されています。
37	13	第3	1	(4)		平面計画	平常時の各種イベントについて、具体的なものがあればご教示願います。	質問No.36をご参照ください。
38	13	第3	1	(4)		平面計画	最上階の「市民交流ゾーン」はどのような使い方を想定しているのでしょうか。	市民の憩いの場として、歓談スペース等の利用を想定しています。
39	13	第3	1	(4)		平面計画	「市民交流ゾーンに多目的スペースを設置し、各種イベントの実施や災害時の対応が出来る仕様にする」とありますが、音響等の備品や什器をどの程度整備する必要があるか、また災害時の対応とはどの程度を想定されているのでしょうか。	前段については、音響設備は要求水準書第3 4(12)のとおりとし、その他についても事業者の提案によります。後段については、一時避難場所のスペースとして想定しています。
40	13	第3	1	(4)		付帯事業実施部分のゾーニング	付帯事業の利用者用のトイレや通路も、他のゾーンと明確に区分して専用とする必要はありますか。	開庁時間と付帯事業の営業時間やセキュリティを勘案し、必要であれば事業者にて提案してください。
41	15	第3	1	(7)		安全・防災・防犯計画	「・建具等のガラスについては原則として強化ガラスとすること・・・」とありますが事業者提案にて同等の処置がなされた場合は問題無と考えてよろしいでしょうか。また複層ガラスの外装ガラスについては対象外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
42	15	第3	1	(7)		安全・防災・防犯計画	「ライフライン（水・電力等）の確保に配慮した設備計画」とありますが、大規模災害時の給水、排水の容量については、非常用発電機運転時間と同様に72時間分を確保する計画と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
43	15	第3	1	(7)		安全・防災・防犯計画	「ライフライン（水・電力等）の確保に配慮した設備計画」とありますが、給水、排水容量の算定において、市で想定されている大規模災害時における災害対応職員等および緊急避難者の人数についてご教示ください。	職員は市の全職員（約1,000人）、緊急一時避難者の受け入れとして約200人を想定してください。
44	15	第3	1	(7)		安全・防災・防犯計画	「避難者や災害対応に従事する職員等に対し、支援・援助が到達するまでの間の非常食や防災資機材を備蓄する倉庫」とは、車庫棟に併設する備蓄倉庫と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	15	第3	1	(7)		備蓄する倉庫	ここでの備蓄する倉庫は駐車場棟の500㎡の備蓄倉庫と考えてよろしいでしょうか。	質問No.44をご参照ください。
46	15	第3	1	(7)		安全・防災・防犯計画	「災害対策本部は、個別の電話回線を含む公衆通信網の2系統化を図る計画とすること」とありますが、2系統とはIP電話・LAN等との認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	15	第3	1	(7)		災害時の駐車場・広場利用	駐車場や広場を災害時にも利活用可能とするために、地盤の液状化対策は必須でしょうか。	ご理解の通りです。液状化対策は敷地全体が対象となります。
48	15	第3	1	(9)		環境計画	事業期間中のCASBEEの確認方法について、既存認定が必要との認識で宜しいでしょうか。	設計内容について、CASBEE認証取得となります。
49	16	第3	1	(8)		福祉計画	コミュニケーション支援ボードはいくつ用意する必要があるのでしょうか。聴覚障がい者は全ての階・窓口に行く可能性があります。	少なくとも、1階、2階の各課等、総合案内、総合窓口それぞれ1つ以上設置するものとし、他については事業者の提案によります。
50	16	第3	1	(9)		環境計画	「コージェネレーションシステムの採用など維持管理経費節減にも考慮すること。」とありますが、コージェネレーションシステムの採用が維持管理経費の削減とならない場合でも、コージェネレーションシステムの導入は必須でしょうか。	必須とします。
51	16	第3	1	(9)		環境計画	「本敷地内に雨水流出抑制施設を設け・・・」「下水本管への接続は自然流下とすること。」とありますが、駐車場下部に浸透トレンチを設置する計画としてよろしいですか。	事業者の提案によります。
52	16	第3	1	(9)		CASBEE	BEE値1.5以上の確保が確認できるとは、竣工前に第三者機関で認証を取ることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
53	17	第3	1	(11)		庁舎前広場	多様な使い方ができるものを想定するため、電力や水道等のインフラが接続できるようにすることとありますが、容量等については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
54	17	第3	1	(11)	ア	敷地境界	本敷地周囲のフェンス、門扉等は設けず開かれた施設とすること。とありますが、駐車場等も24時間利用可能と考えるのでしょうか。	ご理解の通りです。
55	17	第3	1	(11)	イ	庁舎前広場 (屋外多目的スペース)	庁舎前広場は、平常時の各種イベントを想定していますが、現状、市主催予定のイベント等がありましたら、内容の公表はできますでしょうか。	現時点で特段の想定はありません。
56	16	第3	1	(11)	エ	植栽	緑化率算定における、緑化率基準、算定方法、屋上緑化・壁面緑化などの算定方法など御教示願います。	屋上緑化・壁面緑化については、緑化面積に含めることができるものとします。
57	17	第3	1	(11)		公用車用駐輪場	来庁者用駐輪場と公用車用駐輪場はそれぞれ異なる位置に独立して設けるものでしょうか。あるいは一体的に整備することも可能でしょうか。ご教示ください。	事業者の提案によります。適切な管理方法を検討の上、提案してください。
58	18	第3	1	(12)		サイン計画	サインの言語は、日本語・英語・中国語・ハンゲル語の4カ国に対応し、スペイン語およびポルトガル語については案内パンフなど書面のものへの対応に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	18	第3	1	(12)	ア	全体サイン計画	サイン計画の言語は4ヶ国語（日本語、英語、中国語、ハンゲル）とありますが、庁舎案内図にはスペイン語、ポルトガル語の言語版も常備とあります。サイン計画には4か国語で十分ということによろしいでしょうか。また、増やすことは可能でしょうか。	質問No.58をご参照ください。なお、増やすことは想定しておりません。
60	18	第3	1	(12)		サイン計画	触知案内図、音声案内、文字情報端末はいくつ、どの場所に必要でしょうか。	事業者の提案によります。
61	18	第3	1	(12)		サイン計画	聴覚障害用のトイレ内緊急サインは、どのようなものを想定していますでしょうか。また、トイレ内各個室にも必要でしょうか。	事業者の提案によります。
62	19	第3	2	(1)		共通事項	「選定業者が必要と思われる諸室を適宜設定すること」とありますが、要求水準に支障がない場合には、その部屋数や面積に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	全体面積の数値は要求水準書によりますが、部屋数や各諸室の面積数値の制限はありません。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
63	19	第3	2	(2)		ア 平面計画	「・原則として「別紙8 諸室構成表」に示す諸室は他階に移動させないこと」とありますが事業者提案として妥当性のある場合他階への移動は要求水準違反となりますでしょうか。	質問No.13をご参照ください。
64	20	第3	2	(2)	ウ	来庁者部分	地元のPR、観光案内は市で運用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	20	第3	2	(2)	ウ	来庁者部分	「待合スペースでは、いすの配置を工夫するとともに、大型モニター個別の窓ロモニター等を設置し」とありますが、それぞれのモニターのサイズなどのイメージはありますでしょうか。また、各室に設置される大型スクリーンについてもサイズの目安があればご教示いただければと思います。	各待合スペース、諸室等の用途に応じたサイズのモニター、スクリーンを提案してください。
66	20	第3	2	(2)	エ	検診部門 (健康推進課)	健康推進課の執務スペース及び関連諸室が求める遮音性能を明示いただけませんかでしょうか。	基準として、健康推進課の業務の騒音が、健康推進課のスペースから隣接する他の内部スペースにいる人に不快とならない遮音性の確保を目安とし、具体的な仕様等は事業者の提案によります。なお、健康推進課には、特に予防接種時に多くの乳幼児が来庁しますので、これを踏まえて計画を行ってください。
67	20	第3	2	(2)	イ	執務部分	入退室管理などセキュリティの充実を図ること。とありますが、別紙8諸室構成表にある、「電子等、施錠による」という部分のみセキュリティ管理が必要ということでしょうか。その他諸室でセキュリティが必要な室の指定はありますでしょうか。	高度なセキュリティを要求している諸室は、別紙8に示すとおりですが、本規定はこれに限定するものではなく、他の諸室や庁舎全体のセキュリティを充実させることを求めているものです。
68	21	第3	2	(2)	エ	検診部門	検診室で行う「講演」とはどのようなものを想定していますか。	健康教育に関する講義・講演などがあります。
69	21	第3	2	(2)	エ	検診部門 (健康推進課)	「検診車での検診受診者は、受診後に検診室に戻らず外部動線を利用」して、どの室に向かうのかをご教示いただけませんかでしょうか。	受診後に庁舎内には戻らず、帰宅の途につくことができるという意味であるとご認識ください。
70	21	第3	2	(2)	エ	検診者動線	受診後は検診室に戻らず外部動線を利用するとありますが、外部からどこにアクセスするのかをご教示ください。	質問No.69をご参照ください。
71	21	第3	2	(2)		市議会	議場は、フラット化し多目的な利用を図るとありますが、多目的利用とはあくまで講演会や会議といった事務室的な利用であり、運動を行うような利用ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
72	21	第3	2	(2)	オ	市議会	議席の増はどの程度までを想定すれば宜しいでしょうか。	別紙12に示す基本的なレイアウトから、議席が1列程度増とできるようなレイアウトを検討していただきます。
73	21	第3	2	(2)	オ	市議会	議場システムは、市と議場システムを納入する者が直接協議の上、最新の機能、IT技術を導入した方が、より効率的と考えますので別途予算にて導入及び実施していただけないでしょうか。	本事業に含まれます。
74	22	第3	2	(4)	イ	駐車場の要求水準(エ)その他	『電気自動車用の充電スポット(急速充電)を来庁舎用の駐車場に1台分設けること。なお、充電のための料金徴収が可能なものとする。』とありますが、維持管理・運営業務にて料金回収及び市への収納代行を行うことをお考えでしょうか。	質問No.20をご参照ください。
75	22	第3	2	(5)		備蓄倉庫	災害時に市民に提供する食料、飲料等を保管する倉庫を整備するとありますが、P.15の「防災計画」の中では、「職員に対し非常用防災資機材を備蓄する倉庫を設置する」となっています。整備する倉庫の機能、役割を再度ご説明願います。	当該部分について修正します。修正版の要求水準書を公表しますので、ご確認ください。
76	22	第3	2	(5)	イ	備蓄倉庫、書庫の計画	「耐火性を有するものとし、火災や地震、津波など災害への対応を考慮すること」とありますが、本計画地は避難場所の指定等がされるのでしょうか。	本計画地は避難場所ではなく、緊急一時避難者の受け入れ場所となることを予定しています。なお、避難場所の指定の有無に関わらず、要求水準に示す性能を確保してください。
77	23	第3	2	(6)	イ(イ)	ごみ置場	分別ごとのごみ置場の必要面積をご教示ください。	事業者の提案によります。
78	25	第3	3	(5)		基礎構造	市から提示された要求水準書別紙の地盤データにて、予見できない地盤条件の相違に係る責任は、市負担でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
79	25	第3	3	(1)		耐震性能	諸室の設計用積載荷重をご提示いただけないでしょうか。	事業者の提案によります。諸室の用途に応じて適切に設定してください。
80	26	第3	4	(1)		電気設備計画の要求水準	「電気工作物の計画、設計、工事に関する事項は、関連基準等に従うこと」とありますが、要求水準書に記載されている関連法令等を含め、基準となるものを適宜、判断するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	26	第3	4	(2)		電灯設備	各室の照度の要求水準をご教示ください。	事業者の提案によります。
82	26	第3	4	(2)		電灯設備	各室のコンセント容量の要求水準をご教示ください。	事業者の提案によります。



木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
83	26	第3	4	(3)		幹線・動力設備	増設スペースはどの程度の規模の拡大を見込めば良いでしょうか。	事業者の提案によります。
84	27	第3	4	(5)		静止形電源設備	無停電電源装置より二次側の幹線、盤類、配線の設置についても市が直接行うと考えてよいかご教示ください。	無停電電源装置を除く設備類は事業者で整備してください。
85	27	第3	4	(6)		発電設備	発電機についての要求水準をご教示ください。	要求水準書別紙13に示す諸室等に供給可能とし、稼働時間は72時間以上とします。
86	27	第3	4	(9)		構内情報通信網設備	システム運用ソフト、ハード、およびソフトの将来の拡張性についての要求水準をご教示ください。	事業者の提案によります。
87	28	第3	4	(10)		構内交換設備	電話器の仕様についての要求水準がございましたらご教示ください。	電話機の設置は本事業の対象外です。なお、要求水準書の修正版を公表しますので、ご確認ください。
88	27	第3	4	(11)		議会用の出退表示器	議会用の出退表示器は、専用のハードウェアではなくLANとパソコンを使って表示するソフトウェアも可能でしょうか。	LANとパソコンを使って表示するシステムは可ですが、出退の操作には専用のハードウェア(釦)を必要とします。
89	28	第3	4	(12)		映像・音響設備	要求水準の記載内容・仕様について、委細がございましたらご教示ください。	事業者の提案内容によります。
90	28	第3	4	(16)		テレビ電波障害対策	現在の電波障害対策状況が分かる資料の開示は可能でしょうか。	特に市で調査等は行っておりません。
91	29	第3	5	(3)		空調設備	「空調負荷の概ね1/2を一括制御とし、残り1/2を課単位、室単位で職員のリモコン操作による個別制御が可能なシステムを採用すること。」とありますが、一括制御と個別制御とは、熱源種別(中央熱源、個別分散熱源)を規定するものではなく、空調の発停や操作をゾーンや室毎の一括で制御するか、個別で制御可能とするかを意図しているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
92	29	第3	5	(3)		空調設備	個別制御が可能なシステムとは個別熱源のパッケージエアコンなどで単独で運転できるようにすることででしょうか。	質問No.91をご参照ください。
93	29	第3	5	(3)		空調設備	「特殊な温湿度条件を必要とする場合・・・」とありますが、「別紙8 諸室構成表」にも温湿度条件の記載がありません。今回計画においては、特殊な温湿度を必要とする室は無いものと考えてよろしいでしょうか。	企画部情報政策課の電算室、サーバー室については、24時間の温湿度管理が必要になります。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
94	29	第3	5	(2)		熱源機器設備	熱源機器設備の選定は設計・建築・維持管理・運営の一体実施による民間事業者の創意工夫の余地が大きな事項であると思料します。P F I 事業の趣旨に則り、熱源機器設備の選定は提案によると変更いただくことは可能でしょうか。	要求水準書の通りとします。
95	30	第3	5	(7)		給排水設備 エ. 排水設備	2系統以上の下水放流システムを確保することとは、メイン管を2系統としてそれぞれを下水本管に接続するということでしょうか。	ご理解の通りです。
96	31	第3	6			昇降機	ストレッチャーが入る広さの昇降機は全てのELVで対応する必要があるのでしょうか。	1台以上としてください。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
97	32	第4	2			業務の内容	確認申請は、既存庁舎を既存建物として増築の申請になるのでしょうか？その場合は、確認申請書類作成に必要な既存建物の資料（検査済証や図面など）は貸与・提供いただけるのでしょうか？	前段、後段ともにご理解の通りです。
98	33	第5	3	(1)		基本的な考え方	近隣地区住民に対する建設工事関係の事前説明については、選定事業者が実施するとありますが、市が本事業計画並びに既存庁舎において、今まで近隣住民に対して配慮してきたことや周辺住民と協議してきた内容を開示いただけますでしょうか？	特に行っておりません。
99	34	第5	3	(2)	ア	着工前業務	「建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処理を行うこと。」との記載がありますが、事業者が事前調査の必要性を合理的に想定することが困難な場合の処理費用については、市発注者の負担とさせていただきますでしょうか。	要求水準書の通りとします。
100	35	第5	3	(3)	イ	現庁舎の解体工事	銅像及びタイムカプセルの移設場所について、市より指定される時期をご教示下さい。	基本設計業務の実施時に協議することを想定しています。
101	35	第5	3	(3)	イ	現庁舎の解体工事	既存庁舎の外構部に存する銅像及びタイムカプセルの移動場所が決定していましたら、ご教示いただきたいです。	質問No.100をご参照ください。
102	35	第5	3	(3)	イ	現庁舎の解体工事	解体工事の対象となる現庁舎において、アスベスト含有二次製品並びに飛散性アスベストが確認された場合、市がその撤去費用を別途負担するとありますが、その詳細調査費用についても市負担と考えてよろしいでしょうか？	解体設計に伴う詳細調査費用は事業者の負担とします。
103	36	第5	3	(3)	ウ(ウ)	その他	施工中の施設の損傷、汚損等の帰責者を明確にするため、市の工事前に損傷等のおそれのある箇所を市側で確認するという点でよろしいでしょうか。	市・事業者双方で確認を行うものとします。
104	37	第5	4			建設の工事 監理業務	常駐監理とありますが、体制、有資格等は事業者の提案によるものでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
105	37	第5	4			常駐監理	解体・駐車場等整備期間においても常駐監理が必要でしょうか。ご教示ください。	必要です。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
106	37	第5	5			什器備品設置業務	「別紙8」「別紙15」に示す什器備品は選定事業者が用意するとありますが、市と備品調達を実施する者が直接協議の上、デザイン、形状等を選定された方が、市の意向に沿った備品類を使用できるものと考えられますので、PFI事業から外していただけますでしょうか。	「別紙8」「別紙15」に示す什器備品は、市と選定事業者が協議のうえ決定し、本事業に含みます。
107	39	第6	1	(2)		引渡しスケジュール	以下のスケジュールまでに各施設を引き渡すものとすると思いますが、までにとすることは早く引き渡すことも可能でしょうか？その場合、開業予定日などの前倒し、事業契約期間の変更なども対応頂けるのでしょうか？	駐車場等については、早期の引渡しを可とします。詳細については、入札説明書に関する質問・回答No.7をご参照ください。
108	39	第6				市への引渡し業務	施設引き渡しにおいて、オープニングセレモニー的なイベントは想定しているのでしょうか？事業者提案事項でしょうか？規模や式典内容に係る費用・準備期間も大きく変わってきます。もし想定されているなら、そのセレモニーの規模・内容など開示いただければと思います。	現時点で式典などの開催を想定していますが、具体的な内容は決まっておりません。なお、事業者に式典等の開催に際して必要な協力を行っていただくことを想定していますが、具体的には協議によって定めるものとします。
109	41	第7	4	(1)		各種業務マニュアルの作成、改訂	各種マニュアル作成にあたって、現状の運営マニュアルの閲覧は可能でしょうか。	閲覧可能なマニュアル等はありません。
110	41	第7	4			施設台帳作成	施設台帳作成は維持管理業務のうちどの業務に含まれますか。	特に細目を指定するものではありません。維持管理業務の中で適切に実施してください。
111	41	第7	5	(1)		総括責任者及び業務責任者	総括責任者については、開庁時間帯の施設への常駐となっておりますので、複数人選定は可能でしょうか。	総括責任者は1名とします。なお、総括責任者がやむを得ず常駐できない場合は、代理となる者を常駐させることとします。
112	41	第7	5	(1)		総括責任者及び業務責任者	総括責任者については、要求水準を満たせば代表企業が務める必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
113	42	第7	8			選定事業者の庁舎の使用	1階管理室の使用に関しては、無償で使用できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	42	第7	8			選定事業者の庁舎の使用	選定事業者が事業実施の為、1階管理室を使用できるとありますが、この場合は行政財産貸付の対象になるのでしょうか？	行政財産の使用許可を想定しています。使用料については、質問No.113をご参照ください。
115	42	第7	11			旧庁舎から新庁舎への移転のための支援	『選定事業者は臨機の対応として以下の支援を行うこと』とありますが、閉庁日に出勤している安全管理業務担当者の兼務は可能でしょうか。	可能とします。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
116	42	第7	11			同上	前問に関し、兼務不可の場合は、その対応を行う担当者の人件費をサービス対価B-1に加算してもよろしいでしょうか。	質問No.115をご参照ください。
117	44	第7	13	(1)		定期モニタリング	『選定事業者から提出される日報及び月報を確認する』とありますが、P40、3(1)には『日報、月報、及び四半期報告書を・・・市に提出すること』とあります。日報の提出は必要でしょうか。	日報の提出は不要ですが、市が閲覧を求めた場合はいつでも閲覧できるように備え付けてください。なお、要求水準書の修正版を公表しますので、ご確認ください。
118	45	第8	1	(1)	ア	レイアウト変更、模様替え	レイアウト変更、模様替えに際し、空調設備の変更、防災設備の変更等が生じることも想定されますが、この場合の変更工事等についても市が、直接対応されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
119	45	第8	1	(1)	ア	レイアウト変更、模様替え	レイアウト変更、模様替えには、議場内の机・椅子類(議長席含む)のレイアウト変更、移動も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
120	45	第8	1	(1)	ア	レイアウト変更、模様替え	貴市が直接実施するレイアウト変更、模様替えにより清掃方法等を見直すことにより業務費用が変動した場合は、サービス対価を変更することになるのでしょうか。	協議により、変更することもあり得ます。
121	45	第8	1	(1)		映像・音響設備の設定・操作	議場等の映像・音響設備の設定・操作は市が直接実施し、本事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、必要な初期設定及びメンテナンスは事業者の業務範囲です。
122	45	第8	1	(1)		宅配便などの受取り業務	郵便物、宅配便、バイク便などの受取業務、各所への配送業務は夜間も含めて市が直接実施し、本事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。	閉庁時間帯の郵便物等の受け取りと翌開庁日の関係各課への連絡については、安全管理業務の対象として行っていただきます。
123	45	第8	1	(1)		維持管理業務の目的	「維持管理業務を遂行するにあたって、建築保全業務共通仕様書に準拠すること」とありますが、入札説明書には建築保全業務共通仕様書の位置づけを「本事業の要求水準書に照らし参考とすること」とあります。本事業の維持管理項目において、建築保全業務共通仕様書に該当・非該当の項目があり、またメーカー保守の考え方と異なる点もあるため、入札説明書に記載の通り建築保全業務共通仕様書を参考とするとの認識で宜しいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。該当しない項目については、事業者の提案によります。また、建築保全業務共通仕様書を超える提案を妨げるものではありません。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
124	45	第8				維持管理業務要求水準	<p>下記要求水準の変更は、可能でしょうか。</p> <p>① P 49の第8-3-(2)-イ-(ク) 運転・監視の考え方を 変更し、建築設備保守管理業務は24時間の常駐監視 体制ではなく、開庁時間帯のみの常駐とする。また、 総括管理業務と維持管理業務は兼務可能とする。 ② P 51の第8-7-(2)-アの清掃の要求水準を変更し、 執務室部分は、年1回の定期清掃のみとする。 ③ P 42の第7-9の消耗品の負担は蛍光管・電球・清掃消 耗品（トレットペーパー、液体石鹸）は市の支給とする。 ④ P 52の第8-9-(1)・(2)の安全管理業務の要求 水準を変更し、機械警備のみでも可とする ⑤維持管理業務の対象から、 ア. コージェネレーションシステム イ. 議場のシステム（電子評決システムほか） ウ. 構内情報通信網設備 エ. 什器備品 オ. 嵩上げ部分の不同沈下による修繕対応 を外す。</p>	要求水準書の通りとします。
125	48	第8	1	(7)	イ	劣化診断の 実施	『第7 9 事業期間終了時の要求水準』とありますが、『第7 14』の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りです。要求水準書の修正版を公表しますので、ご確認ください。
126	49	第8	3	(2)	エ	定期点検	発電設備・コージェネレーション設備等の定期点検、 訓練時の燃料費は市の負担と考えてよろしいでしょ うか。	事業者の負担としてください。
127	49	第8	3	(2)	キ	要求水準	「運転監視を行う業務従事者は、電気主任技術者等、 本施設の施設・設備管理に必要な資格等を有した者と すること」とありますが、保有していればよく資格選 任をする必要はないとの認識で宜しいでしょうか。 (電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者)	ご理解のとおりですが、関係法令に従ってください。
128	49	第8	3	(2)	ク	要求水準	「24時間での常駐監視体制を確保すること」とありま すが、閉庁時間帯は警備員・機械警備を中心に、外部 拠点からの設備緊急対応等による効率的な体制とす ることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)

要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
129	49	第8	3	(2)	オ	要求水準	「運転時期の調整が必要な設備がある場合には、市と協議して運転期間・時間等を決定すること」とありますが、空調熱源設備・照明関係・自動散水設備等、対象設備は多岐に渡ります。迅速な維持管理実施のため、貴市との協議ではなくご担当者様に確認の上で決定することで宜しいでしょうか。	原則として、庁舎管理に関わる事項については、市(管財課)との協議によって決定します。
130	49	第8	3			監視体制	設備の24時間監視の方法は、緊急時の対応方法も含め民間事業者の創意工夫によるサービス水準の維持・向上が期待できる事項であると思料します。24時間監視の手法や体制は提案によると変更いただくことは可能でしょうか。	24時間監視の手法については、提案によることは可能です。あわせて、質問No.128をご参照ください。
131	51	第8	7	(2)	ア	建物内清掃	建物内清掃の頻度について、本体施設以外の車庫棟の建物内清掃の頻度は選定事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	51	第8	7	(2)	ア	建物内清掃	議場の清掃頻度は1回/月と考えてよろしいでしょうか。	執務室に該当するものとして、要求水準書に示すとおり、月1回以上の清掃頻度としてください。
133	51	第8	7		ア	建物内清掃	月1回以上の建物内清掃を実施する執務室部分(会議室等を含む)の対象諸室に関して、貴市と事業者の認識の違いが生じないように、別紙8諸室構成表等で明確にして頂けないでしょうか。	執務室は共用部及び付帯事業の実施部分を除く諸室、スペースと認識しています。
134	51	第8	7			高度なセキュリティを求められる室	清掃の際、事前に市との協議及び届出が必要な高度なセキュリティを求められる室を具体的にお示しください。	要求水準書別紙8に示す、電子錠などを要求している諸室、及び市長室、副市長室、教育長室、正副議長室とします。
135	51	第8	7			清掃	清掃範囲は共用部においては、日常と定期、執務室部分においては現状の清掃方針と同様で、職員の方々が日常清掃としてやられているのであれば、執務室部分は、定期清掃にて実施させていただくという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
136	52	第8	7	(2)	エ	廃棄物の収集・運搬・分別	共用部及び執務室内のごみの搬出・分別頻度は、1回/開庁日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	52	第8	9	(2)	ア	(ア)業務の実施方針	ア(ア)関係法令を遵守とあります。警備業務ではなく、安全管理業務ではありますが、常駐配員は警備業法に基づく警備員であることが必要と考えてよろしいでしょうか。	事業者において適切に判断を行ってください。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
138	53	第8	9	(2)	エ	施設の施錠管理	職員に貸与する鍵はどの程度(頻度・本数等)でしょうか。市の使用する会議室等は、担当部署が鍵の管理を行い、それぞれの担当部署の鍵を貸し出すようなことを想定していると理解で宜しいでしょうか。	執務室の鍵は開庁日の毎日、及び閉庁時の必要時に、職員がその都度貸与を受けるものとします。また、会議室等の鍵については、仕様の都度、使用する職員が貸与を受けるものとします。
139	54	第8	9	(2)	カ	その他	『閉庁時間帯(ただし休日の午前8時30分～午後5時15分を除く)に来庁舎が戸籍等の届出その他のために来庁した場合、防災センターの窓口にてこの対応を行うこと。』『閉庁時間帯の代表電話について、防災センターにて取次ぎを行うこと。』とありますが、P49.3イ(ク)『24時間での常駐監視体制を確保すること。』の業務を兼務する体制でお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	54	第8	9		カ		休日の午前8時30分から午後5時15分を除く、とありますが、その時間帯は誰が対応するのでしょうか。	日直職員が対応します。
141	54	第8	10	(2)		什器備品保守管理業務要求水準	選定事業者が整備した以外の什器備品に対するクレーム等の発生時には、初期対応等は市ご担当者様が実施する認識でよろしいでしょうか。	所期対応として状況確認を行っていただきます。その結果、選定事業者が整備した備品でない場合、その後の対応は市で実施します。
142	54	第8	11	(3)	イ	修繕の実施	「選定事業者は計画修繕及び緊急に発生した修繕を実施すること」ありますが、緊急修繕に対応した場合に貴市と協議の上、修繕業務計画書を変更することは可能でしょうか。	個別具体の事象によりますが、原則として変更の協議には応じるものとします。
143	55	第8	11	(3)	エ	修繕内容の反映	修繕内容を完成図面に反映させる方法は、完成図面の修繕箇所にマーキングを行うとともに修繕に用いた図面を保存することで宜しいでしょうか。	ご提案の方法は可としますが、電子情報として整備することも求めていますのでご注意ください。
144	56	第9	2	(2)	ア	業務実施体制	要員配置を総合案内ブース内に1名、1階待合ロビー付近に1名の合計2名とした場合、トイレ等小休憩により一時1名になることは許容されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
145	57	第9	2	(3)		受付業務	「受付業務に従事する者は、制服を着用すること」とありますが、この制服は貴市が配布するものでしょうか。事業者側が用意する場合は、色等の指定はありませんでしょうか。	特にありません。事業者にて適切に提案してください。
146	57	第9	3	(1)		電話交換業務の内容	電話交換業務において、外国人対応とする必要はありますでしょうか。	事業者の提案によります。



木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
147	58	第9	4	(2)	イ	(イ)バス・マイクロバス	正式な日程が7日前まで分からないすると、人員の確保が困難な場合が想定されます。1ヶ月前には運行予定を確定して頂きたいと思います。	要求水準書のとおりとします。
148	59	第9	4	(3)		要求水準	公用車運行管理業務に関して、高速道路利用代や駐車場利用代については貴市にてご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、そのような場合は事業者にて一時的に支払の上、後日精算を行うことを想定しています。
149	59	第9	4	(3)		要求水準	車両の日常的な整備は、選定事業者にて行うこととありますので、公用車の車種、走行距離等を整備の目安として公表できませんでしょうか。	追加資料として公表します。
150	62	第10	2	(1)		食堂・カフェ運営業務	1階にカフェを設置する際に、付帯施設である庁舎前広場へ、カフェ運営事業者が管理する簡易的なテーブルや椅子の設置は可能でしょうか。	事業者の提案事項とします。
151	62	第10	2	(2)	ア	食堂・カフェ運営業務	「事業期間終了後には、現状回復を行うこと」とありますが、ここでの原状回復とは、何もない一つの部屋として返還となるのでしょうか。どのような状態であるのかご教示ください。	事業者が貸与された当初の状態に回復させることとしてください。
152	62	第10	2	(2)	ウ	水光熱費の負担	「厨房部分の調理に利用する熱源（電気・ガス）に限り選定事業者が負担する・・・必要な箇所に個別メーターを設置の上貴市が請求する」とありますが、事業収支算定にあたり請求単価をご教示いただけますでしょうか。	電気料金の請求方法は、基本料金と電力量料金の請求金額の総額を使用量で案分します。ガス料金については、使用分を請求します。電気料金の単価は、現在の本庁舎の平成25年12月の場合には、契約電力341kW、基本料金単価1,638円(単位1kW)、電力量料金単価：夏季16.65円(単位1kWh)・その他季15.55円(単位1kWh)です。なお、新庁舎では、契約電力が増加することが想定されます。
153	63	第10	3	(2)	ア	売店の設備・備品の取扱	「売店運営に必要な設備のうち、建具及び固定が必要な機器類は、選定事業者の提案により施設整備の一環として整備できるものとする」とは、貴市で整備負担も可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。施設整備に係るサービス対価に含まれます。
154	63	第10	3	(3)	ア	売店運営業務 要求水準	木更津市の特産物は、貴市からの推薦あるいはご指定があるのでしょうか。選定事業者が任意に選定してよろしいのでしょうか。	事業者の提案事項としますが、市で推薦を行うことを想定しています。
155	63	第10	3	(3)	ア	提供方法	市が発行する地図や刊行物等の陳列、販売については売店にはどの程度在庫として置く予定でしょうか。	必要最小限と想定し、担当課にて適宜補充を行います。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
156	64	第10	3	(3)	イ	価格	市が販売を依頼した刊行物等については、売上を市に納付することとありますが、販売に要した経費（人件費など）などについてはどのようにお考えでしょうか？	売店運営業務に必要な経費として想定してください。
157	64	第10	4	(1)		自動販売機運営業務	「本施設の各階に」とありますが、付帯施設である庁舎前広場への自動販売機の設置は可能でしょうか。	可能ですが、庁舎利用者の利便に供する範囲に限定されます。例えば、敷地境界付近で、敷地外の通行人が主たる購買対象となるような位置に設置することは認めません。
158	64	第10	4	(2)	ウ	水光熱費の負担	「自動販売機の運営に係る水光熱費は選定事業者が負担する・・・必要な箇所に個別メーターを設置の上貴市が請求する」とありますが、事業収支算定にあたり請求単価をご教示いただけますでしょうか。	電気料金の請求方法は、基本料金と電力量料金の請求金額の総額を使用量で案分します。電気料金の単価は、現在の本庁舎の平成25年12月の場合には、契約電力341kW、基本料金単価1,638円(単位1kW)、電力量料金単価：夏季16.65円(単位1kWh)・その他季15.55円(単位1kWh)です。なお、新庁舎では、契約電力が増加することが想定されます。
159	64	第10	4			自動販売機の販売価格	販売価格を市場価格よりも安価なものにすることとされていますが、独立採算事業であるため、価格の設定は事業者によるものとさせていただくことは可能でしょうか。	認められません。
160	65	第10	5	(2)		提案実施条件	提案事業の施設整備において、以下の設備は市負担と考えてよろしいでしょうか？ ①排煙・消火・火報などの防災設備 ②法定換気設備	市負担とします。施設整備に係るサービス対価に含めることができますこととします。
161	65	第10	5	(2)	エ	独立採算	付帯事業の運営については独立採算を前提とするとありますが、カフェやレストラン、売店などの利用促進を期待し、必ずしもそこで利益を生み出す事業でなくてもよいとの考え方でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
162	66	第10	6			付帯事業の内容の変更・中止	付帯事業の内容が変更・中止となった場合にはペナルティは発生するのでしょうか。	ペナルティの発生は想定していません。
163		別紙2				道路からのアクセス	南北の道路からアクセスの位置は計画によって変更してもよろしいでしょうか。	可とします。
164	56	別紙3				インフラ接続図	商用電力と通信のインフラ（位置、配管サイズ、埋設等）についてご教示ください。	それぞれの供給事業者にご確認ください。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
165		別紙5	1				嵩上げの範囲が敷地全体にわたっていますが、この範囲内で法面や擁壁などを計画し、庁舎まわりを計画すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	58	別紙8				諸室構成表	各授乳室の備考欄に「給湯設備は手洗い用に設置」とありますが、飲用の給湯設備は不要とし、給湯室と同様に電気ポット等による対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	59	別紙8				諸室構成表	検診室①②、消毒保管室、正副議長室、会派控室、更衣・休憩室は、手洗い台に○印がありますが、給湯設備に○印がありません。手洗い用給湯設備は不要でよろしいでしょうか。	トイレも含む全ての手洗い器には給湯設備を必要とします。ご指摘の部分について要求水準書を修正しますので、ご確認ください。
168	57	別紙8				諸室構成表	諸室ごとに必要とされる収納量を明示いただけませんか。	事業者の提案によります。
169	65	別紙8				諸室構成表	外部開口部の具体的な遮音性能を明示いただけませんか。	事業者の提案によります。
170	66	別紙8				諸室構成表	各室の室内騒音値の要求水準目標値はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
171	67	別紙8				諸室構成表	検診室①②、消毒庫保管室の特殊排水欄に○印がありますが、特殊な処理設備が必要となる排水があるのでしょうか。ある場合には、排水の水質をご教示ください。	当該部分の記述を削除いたします。要求水準書を修正しますので、ご確認ください。
172		別紙8				諸室構成表	検査室の排水が特殊排水となっておりますが、排水処理装置を見込むということでしょうか。	質問No.171をご参照ください。
173		別紙8				諸室構成表	8階利便施設の食堂の欄に、気軽にくつろげるカフェを設置の記載があるため、カフェは1階と8階の2ヶ所必要ということでしょうか。誤記でしょうか。	カフェの設置箇所は1階となります。要求水準書を修正しますので、ご確認ください。
174		別紙8				諸室構成表	銀行ATMは、閉庁日や閉庁時間外での使用を想定する必要があるでしょうか。	銀行ATMは、閉庁時間帯には使用しないことを想定しています。
175		別紙8				諸室構成表	書棚は耐火書庫とする必要はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
176	33	別紙8				メール室	エントランス隣接とありますが、サブエントランスという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の部分について要求水準書を修正しますので、ご確認ください。
177		別紙8				各階相談室	共用にある相談室と課毎にある相談室は別に設けると考えてよろしいでしょうか。	共用にある相談室と課毎にある相談室は別のものとして設けてください。

木更津市庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(第1回)  
 要求水準書に関する質問・回答

No.	頁	章又は資料名	節	項目	その他	項目名	内容	回答
178		別紙8				1階市民協働スペース	子育て支援スペース、地域活動支援スペースは壁のないオープンスペースとして設けるとありますが、エントランスホールの一部にあるエリアを既定して設けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の内容を想定しています。
179		別紙8				各課のカウンター	窓口の1カウンターの幅をご教示ください。	要求水準書第3 2(1)の規定をご参照ください。
180		別紙8				市民課	発券機の台数をご教示ください。	事業者の提案によります。
181		別紙8				検診室①②	壁面収納の大きさと仕様をご教示ください。	事業者の提案によります。
182		別紙8				各室の天井高さ	一般執務室、議場、大会議室等の必要天井高さをご教示ください。	事業者の提案によります。
183	68	別紙12				基本的な議場レイアウト	平面図において議員動線と傍聴者動線が交差しておりますが、特に問題ないと考え提案してよろしいでしょうか。	動線が分離するように計画してください。
184	59	別紙12				議場断面	断面イメージを見ると、IT操作室や傍聴席・通路ロビーは通路や倉庫の上に配置されている居室となりますので、建築基準法上の4階という理解で宜しいでしょうか。	事業者にて関係法令と照らし合わせの上、適宜判断してください。
185	60	別紙21	2	1			別紙2 1 業務実施体制の考え方、および(参考) 業務従事者の考え方は、参考であり、P49第8-3(2)-イ 運転・監視の要求水準、およびP52第8-9(2)ア、イ、ウ、エ、オの要求水準を満足することを優先した実施体制を提案するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
186	76	別紙23				代表電話への着信件数実績	閉庁時間帯の(電話交換スタッフが行っていない)電話取次ぎ件数をお教示ください。	閉庁時間帯の17:15~8:30までの間で50件/日、閉庁日の8:30~17:15までの間で50件/日程度です。
187	69	別紙26				行政財産目的外使用許可に係る使用料	自動販売機の使用料は、設置部分の面積について建物価格の1000分の5とありますが、他の付帯事業も併せて総合的に検討を行い、魅力ある事業を展開するためにも無償にさせていただきませんか。	認められません。
188		別紙26					土地、建物についての市長の評定した価格は、計算根拠のようなものがあるのでしょうか。提案事業の収支に影響しますので、明確にご教示いただきたいと思えます。	建物の固定資産税評価額に相当する額が目安となります。